

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2019年（平成31年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和32年藤沢市条例第29号）
の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「，6月1日に在職する者に支給する場合には100分の
152.5，12月1日に在職する者に支給する場合には100分の
167.5」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，一般職の職員に合わせ，常勤の特別職職員に係る各期の
期末手当の均等化を図るため，所要の改正をする必要による。